

ふれあいニュースレター

【政府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ】



川俣町の避難指示区域の見直しについて～原子力災害対策本部決定～（8月7日）

政府原子力災害対策本部は、8月7日、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、川俣町において設定された避難指示区域（計画的避難区域）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日、原子力災害対策本部決定）に基づき、右図のとおり、避難指示解除準備区域と居住制限区域に見直すことを決定しました（区域の再編は、8月8日午前0時に実施されます）。

なお、今回、川俣町の区域見直しを終えることで、被災11市町村の避難指示区域の見直しは、全て完了しました。

見直し後の区域	行政区
避難指示解除準備区域	山木屋行政区のうち一区、甲二区、乙二区、三区、四区、五区、六区、七区、甲八区及び九区の全ての区域
居住制限区域	山木屋行政区の乙八区の全ての区域

■避難指示解除準備区域

- ・年間積算線量が20ミリシーベルト以下の地域
- ・避難が求められる一方、通過交通や住民の一時帰宅、一部の事業再開等が可能

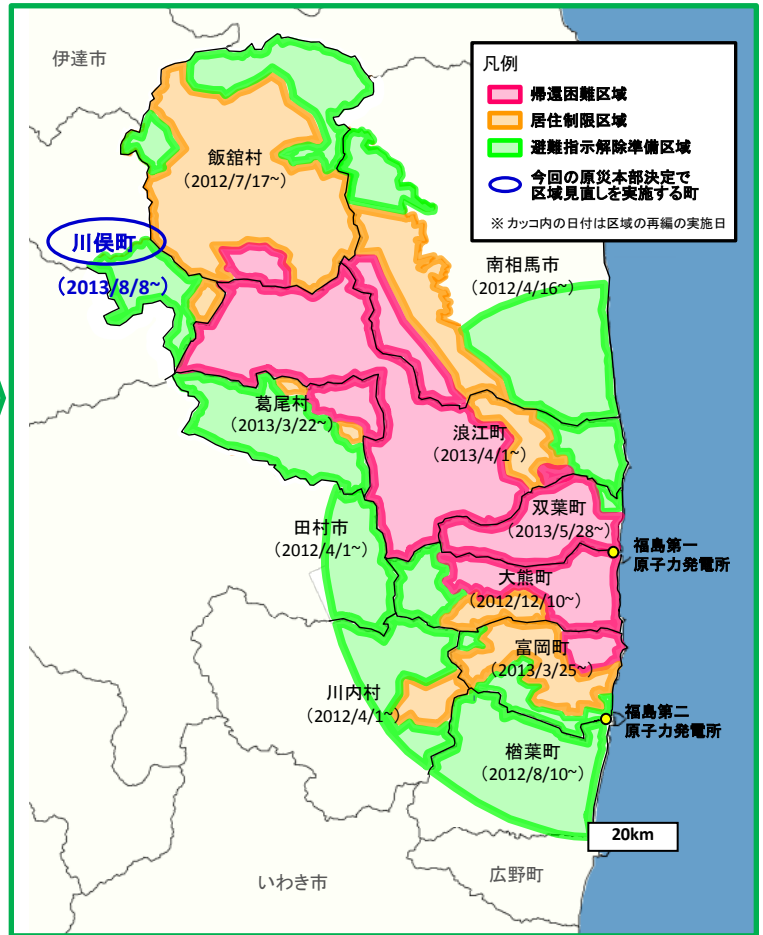
■居住制限区域

- ・年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれのある地域
- ・通過交通や住民の一時帰宅、例外的な事業再開等が可能

平成23年12月26日時点の
避難指示区域の概念図



避難指示区域の概念図 (平成25年8月7日現在)



詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/20130807_01.html